

◆西和賀町創業支援事業費補助金について

中小企業者が事業を開始するために必要な経費を補助します。

- 【対象者】 ①補助金の申請年度内に創業する者又は補助金の交付申請時において創業の日から1年を経過していない者
②納税地が町内である者
③町税その他の責務を滞納していない者
④西和賀商工会の会員であり、当該商工会の指導を受けた事業計画を作成しその進捗に関し継続して経営指導を受ける者
⑤金融機関の指導を受けた事業計画を作成し、その進捗に関し継続して経営指導を受ける者 ※詳しくは問い合わせください
- 【対象期間】 認定決定日より令和7年3月31日まで
- 【補助対象経費】 事業に必要な施設設備等の取得に要する経費（建物は改修に要する経費等を含む。）
- 【補助額】 補助対象経費から消費税などを除いた経費の2/3以内の額（創業支援塾修了者は3/4以内の額）で上限150万円
- 【お問合せ】 西和賀町観光商工課（川尻保健センター） TEL 0197-82-3290



◆西和賀町外国人材受入企業等支援事業費補助金について

新たに外国人材を受け入れる事業者に対し、環境整備経費の一部を助成します。

- 【対象者】 町内に事業所を有し、外国人材（特定技能又は技能実習に係る在留資格を持つ人）を受け入れる企業で、町税などを滞納していない者
- 【補助額】 外国人材1人につき10万円
- 【お問合せ】 西和賀町観光商工課（川尻保健センター） TEL 0197-82-3290

◆西和賀町若年者就職・定住支援について

若年者の定住と事業所への定着を支援するため、定住費用の一部や事業主が若年者に支払った給与などの一部を助成します。

- 【対象者】 助成内容／①若年者：1人当たり1万5千円以内（就職後12カ月まで）②事業主：1人当たり月額3万円（就職後6カ月まで）※対象若年者が自らの都合で離職した場合は離職日まで
- 【対象】 <若年者> ①町内に住所がある満15歳以上35歳未満の者（町内に居住、町内事業所に就職した者）
<事業主> ①町内に事業所がある②雇用の日から、さかのぼって6カ月の間、事業主の都合により解雇した者がいない③町税を滞納していないこと④若年者と事業主が3親等以内の親族関係にないこと
- 【申請期限】 就職日か転入日から1カ月以内
- 【その他】 若年者の助成対象となる雇用機会は原則一度
- 【お問合せ】 西和賀町観光商工課（川尻保健センター） TEL 0197-82-3290



◆職員の退職のお知らせ

4年間に渡って会員の皆様の支援をさせていただきました小原二三男事務局長が3月31日付で退職いたしました。なお、後任の事務局長については調整中です。事務局長が不在となり皆様には、ご不便をお掛けいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。